

保有個人情報訂正請求書

(請求先)

請求者 氏名

住所又は居所

電話番号

茨木市個人情報の保護に関する法律施行条例第11条の規定により、次のとおり請求します。

請求者の区分	1 本人 2 法定代理人 3 任意代理人
本人の氏名、請求資格確認書類等 <u>（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）</u>	(本人の住所又は居所)
	(本人の氏名) (生年月日（本人が未成年者の場合）) 年 月 日生
	(請求資格確認書類) 1 法定代理人が請求する場合 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） 2 任意代理人が請求する場合 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	請求に係る保有個人情報の内容
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)
	(理由)
※ 市記入欄	本人確認書類 1 運転免許証 2 パスポート 3 身体障害者手帳 4 精神障害者保健福祉手帳 5 個人番号カード 6 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる 外国人登録証明書 7 その他（ ） <input type="checkbox"/> 住民票の写し（郵送時）
	代理権の確認 1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 委任状 4 その他
	担当課

備考1 請求者の本人確認書類を提示し、又は提出してください。

- 2 法定代理人又は任意代理人が請求する場合は、代理権を証明することができる書類を提示し、又は提出してください。
- 3 委任状により代理権を証明する場合は、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書を添付するか、②委任者の本人確認書類の写しを併せて提出してください。
- 4 請求書を送付して請求をする場合は、本人確認書類の写しに加えて住民票の写しを添付してください。
- 5 2から4までに示す書類は、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。
- 6 代理権を証明する書類及び住民票の写しは、その写しによる提示又は提出は認められません。

受付